

○厚生労働省告示第三四六号  
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一節を次の表のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。  
令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎  
(傍線部分は改正部分)

	別表		
	改	正	後
I (略)			
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格			
001～131 (略)			
132 ガイディングカテーテル (1)～(4) (略) (5) <u>分枝血管用</u>			
133 血管内手術用カテーテル (1) (略) (2) 末梢 <sup>〔シヤウ〕</sup> 血管用ステントセット (1)～(3) (略) (4) <u>生体吸収・再狭窄抑制型</u> <u>259,000円</u> (3)～(23) (略)			
134～145 (略)			
146 大動脈用スティントグラフト (1) 腹部大動脈用スティントグラフト(メイン部分) (1)～(3) (略) (4) <u>分枝血管部分連結型</u> <u>3,820,000円</u> (2)～(6) (略)			
別表	別表		
	改	正	前
I (略)			
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格			
001～131 (略)			
132 ガイディングカテーテル (1)～(4) (略)			
133 血管内手術用カテーテル (1) (略) (2) 末梢 <sup>〔シヤウ〕</sup> 血管用ステントセット (1)～(3) (略) (新設) (3)～(23) (略)			
134～145 (略)			
146 大動脈用スティントグラフト (1) 腹部大動脈用スティントグラフト(メイン部分) (1)～(3) (略) (新設) (2)～(6) (略)			

147~190 (略)  
191 末梢血管用ステントグラフト

(1)・(2) (略)

(3) 腹部大動脈分枝血管対応型  
237 軟骨修復材

192~236 (略)  
237 (略)

322,000円  
1,170,000円

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

名	単位	材料価格
001 (略)		
002 歯科鋳造用14カラット金合金インレー用 (JIS適合品)	1g	13,287円
003 歯科鋳造用14カラット金合金鉄用 (JIS適合品)	1g	11,978円
004 歯科用14カラット金合金鉄用線 (金58.33%以上)	1g	12,073円
005 歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	1g	12,062円
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 JIS適合品)	1g	3,802円
007~009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)	1g	5,435円
011 歯科鋳造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)	1g	207円
012 歯科鋳造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)	1g	232円
013 歯科用銀ろう (JIS適合品)	1g	261円
014~069 (略)		
070 3次元プリント有床義歯冠部用材料 I S適合品	1歯	59円
071 3次元プリント有床義歯冠部用材料 I S適合品	1 頭	2,026円

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

名	単位	材料価格
001 (略)		
002 歯科鋳造用14カラット金合金インレー用 (JIS適合品)	1g	12,587円
003 歯科鋳造用14カラット金合金鉄用 (JIS適合品)	1g	11,278円
004 歯科用14カラット金合金鉄用線 (金58.33%以上)	1g	11,373円
005 歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	1g	11,362円
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 JIS適合品)	1g	3,445円
007~009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)	1g	5,095円
011 歯科鋳造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)	1g	187円
012 歯科鋳造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)	1g	212円
013 歯科用銀ろう (JIS適合品)	1g	250円
014~069 (略)		
070 3次元プリント有床義歯冠部用材料 I S適合品	1歯	59円
071 3次元プリント有床義歯冠部用材料 I S適合品	1 頭	2,026円

VII・VIII (略)  
IX 経過措置

(1) IIの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)第1条の規定による改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

073 (略)	(略)	(略)
<u>133 血管内手術用カテーテル</u>	<u>令和7年12月1日から</u>	<u>264,000円</u>
<u>(2) 末梢血管用スリットセット</u>	<u>令和9年11月30日まで</u>	
<u>④ 生体吸収・再吸着抑制型</u> <u>(承認番号)</u> <u>30700BX00154000</u>		

073 (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

<u>146 大動脈用ステントグラフト</u> <u>(1) 腹部大動脈用ステントグラフト (メイ</u> <u>ン部分)</u> <u>④ 分枝血管部分連結型</u> <u>(承認番号)</u> <u>30600BZX00235000</u>	令和7年12月1日から 令和9年11月30日まで	3,840,000円	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(2) (略)	(略)	(略)